

19. 犯罪被害者支援等関係予算（法務省・令和8年度）

8年度予算（案）（7年度当初予算額）

1 損害回復・経済的支援等への取組

(1) 損害賠償請求についての援助等

16,459,984千円の内数（15,984,418千円の内数）

日本司法支援センターによる民事法律扶助制度の活用によって、損害賠償請求に要する費用の負担軽減を図る。

(2) 刑事事件の証人等に対する給付制度

100千円（100千円）

刑事事件の証人等が、捜査機関等に対して供述したこと等により、他人から身体等に害を加えられた場合、国が給付金を支給することによって、被害を救済するとともに、不安感等を緩和し、刑罰法令の適正かつ迅速な適用実現を図る。

2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

(1) 被害者等に対する情報提供

33,594千円（32,905千円）

以下の制度の運用に必要な諸経費

- 1 全国統一の被害者等通知制度
- 2 被害者等に対する出所情報通知制度
- 3 被害者等の保護（再被害防止）を図るための出所情報通知制度

(2) 検察官等に対する研修の充実等

56,730 千円 (58,037 千円)

検察官等に対する各種研修・協議会等において、犯罪被害者等支援に関する講義・講演等を実施する。

(3) 犯罪被害者等のための対応強化

326 千円 (326 千円)

捜査・公判等において、被害者等が安心して協力できる体制を整備することにより、被害者等の心理的負担の軽減を図る。

(4) 被害者の視点を取り入れた教育

43,534 千円 (48,533 千円)

刑事施設及び少年施設に収容されている加害者に対する「被害者の視点を取り入れた教育」の実施。

(5) 犯罪被害者等に対する加害者情報の提供

2,277 千円 (2,259 千円)

犯罪被害者等に対して、有罪判決確定後又は保護処分決定後の加害者に関する情報を提供する。

(6) 日本司法支援センター職員に対する研修の充実等

16,459,984 千円の内数 (15,984,418 千円の内数)

日本司法支援センターにおける犯罪被害者支援の窓口となる犯罪被害者等への情報提供を担当する職員に対する研修を実施する。

3 刑事手続への関与拡充への取組

(1) 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等

17,101,053 千円の内数 (17,125,488 千円の内数)

資力の乏しい被害者参加人も弁護士の法的援助を受けられるようにするために導入された被害者参加人のための国選弁護制度の下、所要の業務を日本司法支援センターにおいて行う。

また、刑事裁判の公判期日等に出席した被害者参加人に対し、被害者参加旅費等の支給業務を同センターにおいて行う。

(2) 加害者に対する犯罪被害者等の心情の伝達

1,411 千円 (1,205 千円)

犯罪被害者等が置かれた状況及び心情等を聴取し、保護観察中の加害者に伝える。

(3) 仮釈放等審理における犯罪被害者等への対応の充実

27,517 千円 (25,709 千円)

犯罪被害者等の意見等を踏まえた仮釈放等審理を実施する。

(4) 刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度の体制整備

220,327 千円 (222,339 千円)

被害者等の心情等を聴取し、その心情等を受刑者の矯正処遇及び少年院在院者の矯正教育に効果的に反映させるため、犯罪被害者に関する知見を有する有識者等を招へいして開催した検討会の結果を踏まえ、本制度に関する知識を習得するための職員研修実施経費等、実効的な制度運用の実現を図る。

4 支援等の体制整備への取組

(1) 被害者等からの相談への対応

① 被害者ホットラインの設置

1,521 千円 (1,521 千円)

被害者対応窓口における被害者ホットラインの開設。

② 刑事手続に関するパンフレットの作成・配布等

5,816 千円 (5,574 千円)

検察庁での被害者に対する保護と支援について分かりやすく解説した犯罪被害者用パンフレットの作成。

(2) 更生保護官署における支援等のための体制整備

68,299 千円 (69,809 千円)

関係機関・団体等との連携確保、研修の実施等更生保護官署における犯罪被害者等に対する支援を行うために必要な体制を整備する。

(3) 人権相談

3,540,306 千円の内数 (3,536,193 千円の内数)

相談者（犯罪被害者等を含む。）からの各種人権相談への対応。

(4) 人権侵犯事件の調査・処理等

3,540,306 千円の内数 (3,536,193 千円の内数)

人権侵犯事件の調査・処理による被害者（犯罪被害者等を含む。）の被害の救済及び予防。

(5) 相談及び情報の提供等

16,459,984千円の内数（15,984,418千円の内数）

日本司法支援センターにおいて、関係機関・団体と連携を図りつつ、犯罪被害者等のために、その支援に精通した弁護士の紹介なども含めた様々な情報を提供する。

(6) 犯罪被害者等支援弁護士制度の運用・体制強化等

16,459,984千円の内数（15,984,418千円の内数）

犯罪被害者等支援弁護士制度の充実した運用や、地方における途切れない支援の提供体制の構築に向けた関係機関等との連携を図るために必要な体制を整備する。

5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

(1) 人権啓発活動

3,540,306千円の内数（3,536,193千円の内数）

「人権週間」（毎年12月4日から同月10日まで）を中心に、犯罪被害者及びその家族の人権に対する配慮と保護を求め、啓発冊子の配布等の広報・啓発活動を実施する。